

霧島市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

### 霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1第77項の手数料を徴収する事項の欄中「、第2項又は第3項」を「から第5項まで」に改め、同欄中第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書（以下この項及び次項において「確認書等」という。）の添付がある場合
- (2) 確認書等の添付がない場合

別表第1第77項の手数料の金額の欄中「第60項」を「第58項」に改める。

別表第1第78項の手数料を徴収する事項の欄中第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 確認書等の添付がある場合
- (2) 確認書等の添付がない場合

別表第1第78項の手数料の金額の欄中「第60項」を「第58項」に改める。

別表第1第79項の手数料を徴収する事項の欄中「譲受人を決定した場合」の次に「及び同条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合」を加え、同項の手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額

ア 第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合 1戸につき 4,000円

イ 第9条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合 1棟につき 4,000円

別表第1第82項、第83項、第87項及び第88項の手数料の金額の欄中「第60項」を「第58項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。